

ま え が き

- 1 この規格書をもって、陸上自衛隊健軍駐屯地及び高遊原分屯地において調達する糧食品は、全ての隊員に対し、食の安全を保持しつつ平等の給食を提供するために適用する。規格書に示されていない糧食品の規格及び細部要求すべき事項がある場合には、公告で示す。

規格書と公告が異なった場合には、公告の規格とする。

規格書及び公告で〇〇k g 程度とあるものは〇〇k g の上下5%の範囲とし〇〇g とあるものは〇〇g の上下2%の範囲とする。なお、前年度より変更のあった事項については、下線で示す。

2 納入時間及び場所

(1) 納入時間

納入日の11時までに納品完了とする（時間厳守）。なお、それ以外のときは発注時に示す。

(2) 納入場所

発注時に示す。なお、示さない場合は健軍駐屯地糧食班とする。
場合により高遊原分屯地に直納とする。

3 見本提出

- (1) 公告の「見本」の項目に○をつけたものは、下記の状態で提出すること。

ア 袋入りとしたものは1袋、箱入りとしたものは1箱、他に試食保存のため2個または2枚以上それぞれ提出すること。

イ 見本と同時に分析表または公的機関の証明書を添付すること。

ウ 提出する見本品には、公告のNo.と提出日を記入すること。

エ 返納してもらいたい見本品は、提出時に申し出ること。

(2) 見本提出日時

公告、入札通知書及び見積依頼書に示す日時とする。

(3) 見本の入札

見本選定で不合格となった食品は入札できない。

- (4) 同等品として入札しようとする食品は、見本提出日時までに同等品申請書に成分表を添えて申請すること。

同等品として認めた食品について、入札に必要な事項は通知する。

4 容 器

堅牢にして食品衛生上完璧なものを使用し、業者負担とする。

5 食品衛生検査

食品衛生法及び関係法（省）令の適用を受けるものの表示については、特に厳守し、的確な表示がなされていること。

6 受領検査

- (1) 品質に疑義が生じた場合は、納入業者にその旨を通報した後、公的機関に検査を依頼する。なお、その際の経費は全額業者負担とする。
- (2) 明らかに不良品の場合及び規格外品（自衛隊側が要求したものと異なる。）の場合に於いては速やかに交換するものとする。

7 納 入

納入業者は信義誠実を旨とし、商習慣にしたがい良心的に納入するものとする。また規格書、公告及び見本品と異なるものを故意に納入したと判断した場合は、契約担当官の指示に従うものとする。

- (1) 見本品合格で落札した食品の納入は見本品と同じとする。但し、肉類においては原木での納入を要求する事がある。この場合、重量の歩留まりは双方の協議により要求の重量を満たすように納入する。
- (2) 個数で納入する食品は、抽出検査及び保存用として、納入数量の他に3個以上納入すること。弁当及びパンについても3個とする。また肉については、保存食として50gを別添すること。

衛生科において食品衛生検査官の検査を受けた後、納入すること。

- (3) 納入業者は、示された納入時間を厳守するとともに、直接納入するものとする。但し、これが不可能な場合は事前に契約担当官と協議するものとする。納入時間を経過し調理に間に合わなかった場合（演習

部隊が携行できなかった場合を含む。)には未納品として処置する。

不合格となった交換品の納入についても同様とする。

8 消費・賞味期限について

- (1) 消費期限で表示するものについては、消費期限を十分に確保し、最低でも1日以上残して納入する。
- (2) 賞味期限が製造後3ヶ月以内の食品については、賞味期限を十分に確保し、最低でも15日以上残して納入する。
- (3) 賞味期限が製造後3ヶ月以上の食品については、賞味期限から1ヶ月引いた月数以上を残して納入する。

例：賞味期限6ヶ月 (6 - 1 = 5) 5ヶ月以上残して納入

- (4) 表示を省略できる食品については、製造後1年以内のものとする。

9 その他

- (1) 作業中の衛生検査又は品質検査のため、指示した食品の作業時程表の提出を求め、作業中の衛生検査又は品質検査を実施する場合がある。
作業時程表の提出を求められた業者は、提出した作業時程表に基づき作業を実施すること。
- (2) 作業時程表を提出しなかった場合、または正当な理由がなく提出した作業時程表に基づき作業を履行しなかった場合は、衛生検査又は受領検査を拒否したものとし検査結果を不合格とする。